

## 板橋区里親及びファミリーホーム養育者に対するレスパイト・ケア事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(令和6年3月29日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）が現に里親に委託している児童（以下「委託児童」という。）を養育している里親及びファミリーホーム養育者（以下「里親等」という。）に対し、一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を行い、養育に係る負担を軽減することを目的として実施する里親等に対するレスパイト・ケア事業について、必要な事項を定める。

### (利用者)

第2条 現に委託児童を養育している里親等のうちレスパイト・ケアを利用する者（以下「利用者」という。）とする。

### (利用要件)

第3条 利用者は、次の各号に掲げる事由に該当し、一時的な休息のための援助を必要とする場合に、レスパイト・ケアを利用することができる。

- (1) 里親等の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (5) その他、委託児童の養育を継続していく上で、里親等がリフレッシュを求める場合等

### (実施方法)

第4条 原則として、レスパイト・ケアは利用者が養育している委託児童を受け入れる先（以下「受入先」という。）において養育する方法により実施する。ただし、子ども家庭総合支援センター所長が特に必要と認めた場合には、受入先から利用者の家庭に養育者を派遣し、当該利用者等が養育している委託児童の養育を実施することも可能とする。

### (受入先)

第5条 レスパイト・ケアを利用する場合、受入先は原則として、里親及びファミリーホームとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、委託児童の状況を踏まえて子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める場合には、児童養護施設、乳児院等に入所している児童の処遇に支障を及ぼさない範囲で、児童養護施設、乳児院等を受入先として利用することができる。

- (1) 当該児童の養育に専門的ケアが必要で、かつ里親及びファミリーホームでの受け入れが困難な場合
- (2) 当該児童の状況を鑑み、入所経験があり慣れ親しんでいる児童養護施設及び乳児院等に再委託することが児童の処遇上望ましいと判断される場合
- (3) その他緊急にレスパイト・ケアが必要な場合

### (利用日数)

第6条 委託児童や第7条の規定による申込をした利用者の状況等をアセスメントの上、児

童の福祉を優先して子ども家庭総合支援センター所長が決定する。

(申込み)

第7条 利用者は、原則として、利用を希望する日の7日前までに、「レスパイト・ケア利用申込書」(第1号様式)に「児童の状況」(第2号様式)を添付して、利用者の居住地の児童相談所に申し込むこととする。ただし、緊急にレスパイト・ケアを利用する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(受入先の選定等)

第8条 利用者の居住地の児童相談所は、利用者が養育している委託児童を措置する児童相談所(以下「児童を措置する児童相談所」という。)に、レスパイト・ケア利用の申込みがあった旨を連絡する。

2 利用者の居住地の児童相談所は、第5条の規定を踏まえて、児童を措置する児童相談所と協議の上、受入先を選定する。

3 利用者の居住地の児童相談所は、前項による受入先の選定結果について、利用者及び受入先の候補から内諾(利用者の居住地の児童相談所の所管区域以外の区域に居住している里親等を受入先の候補とする場合にあっては、当該里親等の居住地の児童相談所の内諾を含む。)を得た上で、「再委託児童の状況連絡票」(第3号様式)を作成し、「レスパイト・ケア利用申込書」(第1号様式)及び「児童の状況」(第2号様式)の写しを添付して児童を措置する児童相談所に送付する。

4 利用者の居住地の児童相談所は、前3項の業務の全部または一部を事業の遂行に必要な知識及び経験があり、レスパイト・ケア事業を適切に実施できると区が認めた者に委託することができる。

(決定)

第9条 児童を措置する児童相談所の長は、前条第3項により、利用者の居住地の児童相談所から送付を受けたときは、その内容を確認し、レスパイト・ケア利用の決定を行い、利用者に「レスパイト受入先決定通知書」(第4号様式)を、受入先に「再委託決定通知書」(第5号様式)を交付する。

2 利用者の居住地の児童相談所は、前項により交付された「レスパイト受入先決定通知書」を利用者に、「再委託決定通知書」を受入先に、それぞれ送付する。

3 利用者の居住地の児童相談所は、前項の送付を受けたときは、受入先(受入先が、利用者の居住地の児童相談所の所管区域以外の区域に居住する里親及び当該区域に存するファミリーホームの場合には、当該里親及びファミリーホームの居住地の児童相談所を含む。)に対し、児童や利用者の状況について必要な情報を提供する。

4 受入先は、「再委託決定通知書」を受け取った後、当日までに、児童の受入れ体制を整える。

(引渡し及び受入れ)

第10条 利用者は、受入先まで委託児童の送迎を行うことを原則とし、衣類や服薬品などレスパイト・ケア中に児童が必要となるものをあらかじめ用意し、受入先に渡す。

2 利用者は、児童を預けるに当たり、受入先に対して「児童の状況」により児童の養育に関する必要な留意事項を伝える。

3 前2項には、原則として、利用者の居住地の児童相談所の職員が立ち会うものとする。

利用者の居住地の児童相談所は、当該業務の全部または一部をフォスタリング機関に委託することができる。

- 4 レスパイト・ケア中に児童に事故等が生じた場合には、受入先は、利用者の居住地の児童相談所（受入先が、利用者の居住地の児童相談所の所管以外の地域に居住する里親及び当該区域に存するファミリーホームの場合には、当該里親及びファミリーホームの居住地の児童相談所とする。この場合において、当該児童相談所は、利用者の居住地の児童相談所と情報を共有する。第11条において同じ。）に連絡する。この場合において、当該児童相談所は、速やかに、児童を措置する児童相談所と連携して対応する。

（完了の報告）

第11条 受入先は、レスパイト・ケア終了後、利用者及び利用者の居住地の児童相談所に対して「レスパイト・ケア報告書」（第6号様式）を提出し、完了の報告をする。

- 2 第1項により「レスパイト・ケア報告書」の提出を受けた児童相談所は、受入先にその内容を確認した後、児童を措置する児童相談所に「レスパイト・ケア報告書」を送付し、完了の報告をする。

（経費）

第12条 受入先は、レスパイト・ケアに要する経費について、請求書（第7号様式）にレスパイト・ケア報告書の写し等関係書類を添付して板橋区長に請求する。

- 2 前項の規定により経費の請求があった場合は、板橋区里親等措置費支弁基準（令和4年6月30日区長決定）に基づき支出する。

- 3 利用者に対してレスパイト・ケアに係る費用徴収はしない。

（損害賠償）

第13条 受託児童に係る事故について、受入先である里親及びファミリーホームが民法第709条及び第714条に基づく損害賠償責任を負う場合は、区が受入先に代わってその責に任ずる。ただし、受入先の故意又は過失による場合は、この限りでない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、レスパイト・ケアの実施に関し必要な事項は、総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

板橋区長 あて

申込者氏名 \_\_\_\_\_

申込者氏名 \_\_\_\_\_

### レスパイト・ケア利用申込書

板橋区里親及びファミリーホーム養育者に対するレスパイト・ケア事業実施要綱に基づき、下記のとおりレスパイト・ケアの利用を希望します。

住 所	郵便番号
電話番号	(      )      -
緊 急 連絡先	電話番号 (      )      -
利用する 理 由	
利 用 希望日	(第1希望) 年 月 日 ( ) 午前・午後～ 月 日 ( ) 午前・午後 (第2希望) 年 月 日 ( ) 午前・午後～ 月 日 ( ) 午前・午後 (第3希望) 年 月 日 ( ) 午前・午後～ 月 日 ( ) 午前・午後
受入先	※児童養護施設や乳児院は子どもの状況を踏まえて、子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める場合に限りです。里親・ファミリーホームで希望する受入先がある場合に、里親名・ファミリーホーム名を記載してください。
児 童 数	_____人 ※各児童「児童の状況」を添付すること。

## 児 童 の 状 況

年 月 日

児童氏名（ふりがな）	性別	年齢	利用者の居住地 の児童相談所名
	男・女	才	
<p>① ここ1週間の児童の体調について（ 良い ・ 普通 ・ 悪い ）。</p> <p>※「悪い」と答えた場合は、具体的な様子を記入する。</p>			
<p>② 現在服用している薬について（ ある ・ ない ）。</p> <p>※「ある」と答えた場合は薬の種類と服用方法を記入する。</p>			
<p>③ 食物の好き嫌いやアレルギーについて（ ある ・ ない ）</p>			
<p>④ その他健康面での留意事項</p>			
<p>⑤ その他レスパイト・ケア受入中に配慮すべき事項</p>			

（注）利用者が、児童引渡し時に受入先に渡し、内容を口頭等で確認すること。

（児童を措置する児童相談所長名）

（利用者の居住地の児童相談所長名）

### 再委託児童の状況連絡票

別紙のとおりレスパイト・ケアの利用申込があったので、利用の決定についてよろしくお取り計らい願います。

利用者の居住地の 児童相談所名		担当者名	
児童氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
保育園・幼稚園小 学校名等		学年・クラス 及び担任名等	
利用者氏名			
現住所		電話番号	
緊急連絡先住所		電話番号	
利用理由			
利用期間			
通算利用日数	当該年度（ ）日 ※今回申請の利用期間を除く		
レスパイト利用予定日 受入先訪問日時			
利用者等 の状況			
受入先候補	里親・ファミリーホーム名（ ） 住所（ ） 施設名（ ）		
特記事項			
備考			

（里親名）

板橋区子ども家庭総合支援センター所長

## レスパイト・ケア受入先決定通知書

年 月 日付けで申請のあったレスパイト・ケアの利用については、下記のとおり受入れが決定しましたので、通知します。

### 記

1 利用日

年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで

2 受入先

里親氏名等：

住所：

電話番号：（ ）

3 児童氏名

里親名または代表者 あて

板橋区子ども家庭総合支援センター所長

## 再委託決定通知書

板橋区里親及びファミリーホーム養育者に対するレスパイト・ケア事業実施要綱に基づき、レスパイト・ケアの受入先として、下記のとおり再委託します。

### 記

1 レスパイト・ケア利用者氏名

2 再委託する児童氏名

\_\_\_\_\_ ( 年 月 日生)

\_\_\_\_\_ ( 年 月 日生)

\_\_\_\_\_ ( 年 月 日生)

3 委託期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

4 委託児童について遵守すべき事項

- (1) 委託児童の受入れ内容については、板橋区子ども家庭総合支援センターと事前に確認を行ってください。
- (2) 委託児童の受入れ当日に、児童を受け入れるに当たっての留意事項を利用者と確認をしてください。
- (3) 委託児童のレスパイト・ケア受入中に事故等が生じた場合は、直ちに下記まで連絡してください。

児童相談所名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## レスパイト・ケア報告書

## 受入先

児童氏名（ふりがな）	性別	年齢	利用者氏名
	男・女	才	
利用期間			
年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 日間			
<p>① 受入中の児童の体調について（ 良い ・ 普通 ・ 悪い ）。</p> <p>※「悪い」と答えた場合、具体的な様子を記入する。</p>			
<p>② 受入中の薬の服用の状況について（ した ・ しなかった ）</p> <p>※現在服用中の薬があるが服用しなかった場合や、当日必要が生じて薬を利用した場合には、その理由や対応を記入する。</p>			
<p>③ 食事の状況について（ よく食べた ・ 普通 ・ あまり食べなかった ）</p> <p>※食事内容や食事の様子、「あまり食べなかった」場合の対応等を記入する。</p>			
<p>④ レスパイト中の児童の様子や過ごし方、その他、レスパイト中の連絡事項</p>			

（注1） レスパイト終了時に利用者、子ども家庭総合支援センターに各1部提出する。

（注2） この記録簿は、児童ごとに作成する。

# 請 求 書

板橋区長 あて

里親に対するレスパイト・ケア事業実施要綱に基づき、レスパイト・ケアの受入先として、下記の金額を請求します。

円

受入期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
受入児童 ( 人)	氏名 (男・女) 年 月 日生
	氏名 (男・女) 年 月 日生
	氏名 (男・女) 年 月 日生
	氏名 (男・女) 年 月 日生

※ 請求額は単価に受入日数と受入児童の人数を乗じたものとする。

※ 請求書にレスパイト・ケア報告書（写し）を添付して、受入れごとに請求すること。

年 月 日

(請求者)

住 所  
(所在地)

氏 名  
(代表者名)